

令和2年度介護給付適正化事業PDCAシート

重点的に取り組む事業	事業	計画(P)				実行(D)		評価(C)		改善(A)	
		内容	実施計画	数値目標	実施する理由(背景)	実施上の課題等	実施計画に対する実績	数値実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題等
①	要介護認定の適正化(要介護認定調査の事後点検)	記載方法等	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画(実施する内容、実施時期、実施体制など)	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画の数値目標(回数や実施率など)	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施する理由(背景)実施計画を実施する目的	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題など	記載時期:年度末 記載内容:実施計画に対する実施状況	記載時期:年度末 記載内容:数値目標に対する実施数値	記載時期:年度末 記載内容:実施後の分析、検証結果(事業を実施した結果分かったこと及び検証結果など)	記載時期:年度末 記載内容:変更計画の実行するに当たり、必要に応じて変更した実施計画	記載時期:年度末 記載内容:実施後の分析、検証結果をもとに必要に応じて変更した実施計画
	要介護認定の適正化(一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域格差及び保険者内の合議体格差等についての分析)		・合議体分析ツールで合議体の格差があるかどうか分析し、ばらつきがある場合は対策を検討する。 ・事務局が適切に手順どおりに進めることができるようサポートする。	年1回開催	・審査会前の点検で一次判定の精度を上げる。 ・判断基準の考え方を統一することで、調査員間の判断格差を少なくすることができる。	・委託調査を含め調査員の力量に差があるため、審査員の判断材料となる特記事項の内容の充実が課題となる。	・直営調査の調査票については、審査会前に判断基準と特記事項の整合性、意見書との整合性を全件点検し修正等を行った。また、委託調査の調査票についても、調査票入手後点検し、審査会前に事務局担当者が再度点検する。 ・認定調査手法及び特記事項の記入方法の研修会を実施し、判断基準の考え方を統一を図った。また、直営調査員はeラーニングを実施した。	・直営調査分は審査会前に整合性等100%点検を実施。 ・委託調査は提出後の点検、確認を100%実施。 ・直営調査員の研修会を実施(100%)し、eラーニングも全員受講した。	・委託担当者とのやり取りを行うことで、委託調査の精度があがっている。 ・審査会前に全件実施することにより一次判定の精度を保っている。 ・調査員研修及びeラーニングを実施したこと、判断基準の再確認を行うことができた。	・調査員の経験年数により力量に差がみられたり、慣れによる判断基準のブレがみられる事が少なからずあると思われる。調査員全員が同じ判断基準で調査が行えるよう研修を実施することにより調査員の質の向上が必要である。	
②	ケアプランの点検		【対象事例】 ・要介護1～3でa又はbいずれかの事例を1事例提出 a. 単一サービス利用者 b. 利用限度額の8割以上の利用者 【実施期間】令和2年6月1日～令和3年3月31日 【実施件数】点検件数:38事業所(48事例)、うちヒアリング件数:5件程度 【実施体制】ケアプラン点検の実施にあたっては、高齢者支援課基幹型地域包括支援センターが事務局を担う。実際のケアプラン点検業務は各地域包括(高齢者)支援センターの主任介護支援専門員等が行う。 【その他】ケアプラン点検実施にあたっては、高知市居宅介護支援事業所協議会と意見交換しながら進め、来年度の実施体制構築のための効果的な実施方法の検証を兼ねることとする。	【実施目標】 ・平成30年度～32年度の3か年の中で、市内に所在する指定居宅介護支援事業所のすべてに対してケアプラン点検を実施する。 ・令和2年度ケアプラン点検実施目標:38事業所 ・ヒアリングを実施した事例のうち、指摘事項を改善した割合を8割とする。	【理由】 要介護者を支えるためには、その利用者のニーズに応じたサービス調整が必要である。限度額近くまで利用している場合、過剰な支援となっている可能性もある。また単一サービスのみでは必要な支援を調整することができない可能性が考えられる。両者のケアプランを点検することで、自立支援に資するケアマネジメントや必要なサービス内容について検証することができるのではないかと考える。	ヒアリングについては、書類審査の結果、チェックの少なかつたケアプランを作成した介護予防支援員を対象にヒアリング予定。ケアマネ支援が必要な場合も多くあるため、必要に応じてエリアを担当する地域包括支援センターの主任介護支援専門員とも連携しながら実施していく。	令和2年5月～10月 実施件数:点検件数 38事業所(38件) ヒアリング5事業所(5件)	・書類審査 本人がどのような生活を送りたいかについて分りやすく記載されていたケアプランは42.1%(16/38)で、前年度と比較して少し改善はみられているが、半数以下であった。また、生活全般の解決すべき課題(ニーズ)に応じた長期、短期の目標を具体的に記載されていたケアプランとなっていたものは、73.7%(28/38)とこちらに關しても前年度より改善されていた。しかし、目標が期間設定内に達成可能と思われる内容になっていない、具体的な目標設定となっていないケアプランも多くあり、ご本人のニーズを捉え、ご本人の望む生活を具体的にプランに反映させるためには聞き取りのスキルとアセスメント能力の向上の必要性がある。	高齢者支援センターの再編もあり、委託地域包括支援センターの主任ケアマネにもケアプラン点検実施にケアマネ支援の観点から協力を依頼した。特にヒアリングに関しては、エリア内の地域包括支援センターの主任ケアマネが同席することで、その後のケアマネ支援にもつながることから、委託地域包括支援センター主任ケアマネとも協働・連携することで、事業が効果的に実施できる。	世帯の課題が複合化している現在は、ケアマネに経験や知識が多く求められている。ケアプラン点検は、ケアマネの気づきを促すとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取り組みを重視して実施している。今後ケアプラン点検だけでなく、ケアマネジメント力の向上にむけた研修体制の体系化、ケアマネ支援のネットワークの構築に向けて高知市居宅介護支援事業所協議会、委託地域包括支援センターの主任ケアマネ等と連携・協働しながら取り組んでいく。	
	住宅改修等の点検(住宅改修の点検)		・写真や図面、理由書をもとに、受給者の状態や動線、必要性について、書面及びヒアリングで確認する。場合により他の方法の検討、過不足等への助言を行い、必要かつ適切な改修であるかを確認する。 ・工事見積書により、一般的な改修費であるか確認する。不明な経費等内容を確認する。 ・写真等では改修内容が分かりづらい場合、必要性が疑わしい場合は、訪問調査を行い、適切な内容であるか確認を行う。 ・竣工写真により、改修が適切に行われたかを確認する。 ・竣工写真では内容の分かりづらいものについては、受給者宅を訪問し、改修の内容を確認する。 ・不適切な箇所が見つかった場合は業者に伝えるとともに、今後改修を行ううえでの参考とする。	【施工前・施工後】 書類等による点検 100% 訪問調査による点検 100%	日頃より長さや幅、面積等で必要な分だけを対象とする等書面やヒアリングで適正化を実施しているが、書面だけでは必要性が確認できない事例においても、訪問調査により現場の状況や受給者の状態の確認により必要性が明らかになる事例や過剰の工事内容、境界等で対象外となる場合もあり、確認が必要な場合があるため。	訪問調査を必要とする事例が多数生じた場合、対応体制が取れず工期等に支障を来す恐れがある。 改修の必要性の判断について、自治体・利用者・施工業者・ケアマネが共通認識を持てるようにしなければならない。 担当に専門知識が豊富な職員が必要。	計画どおり実施。 【訪問調査実施実績】 0件(実施なし)	・実施期間中すべての事例が書面で必要性を確認できたが、今後も必要かつ適切な住宅改修であるかの判断が困難な事例、疑義がある場合及び境界が不明なものについては訪問調査を継続する。 ・改修内容が変更となっている事例についても適切な改修であるかについて疑義がある場合は訪問により確認を行う。 担当に専門知識が豊富な職員が必要。	なし(継続して実施)	体制により、6～8月の繁忙期を含め、困難な場合が想定される。 工事規模や内容により、必要性の判断や介護保険対象部分の算出に時間を要し、負担が大きい。 専門知識が豊富な職員が必要。	
③	住宅改修等の点検(福祉用具購入・貸与調査)		・申請書に記載されている「必要とする理由」を確認し(ケアプランが添付されている場合はケアプランの内容)、必要性について確認する。 ・カタログ等により、該当商品が一般的な値段のものかを確認する。 ・申請書及び理由書の内容から必要性が疑わしい場合は、訪問調査を行い、用具の必要性を確認する。	書類等による点検 100% 訪問調査による点検 100%	受給者の身体状況や環境等から、使用不可能な用具や不必要な用具であることが疑われる場合もあるため。	訪問調査を必要とする事例が多数生じた場合、対応体制が取れない。 購入・貸与の必要性の判断について、自治体・利用者・販売・貸与業者・ケアマネが共通認識を持てるようにしなければならない。 担当に専門知識が豊富な職員が必要。	計画どおり実施。	書面により必要性の有無が確認でき、訪問調査の実施0件。	実施期間中、すべての事例が書面で必要性を確認できたが、今後も必要かつ適切な福祉用具購入等であるかの判断が困難な事例や疑義がある場合は訪問調査を実施する。	なし(継続して実施)	体制により、6～8月の繁忙期を含め、困難な場合が想定される。
	縦覧点検・医療情報との突合(縦覧点検)		・国保連合会に点検作業から事業所への問い合わせ、過誤申立書の作成・過誤処理業務を委託する。	国保連合会に委託 100%	事業所から不正な請求が行われている場合や請求内容の確認が不十分であったり、介護報酬の算定要件を熟知・理解できていない場合もあるため。	膨大な請求内容をすべてチェックできないため、請求誤りが多いもの、費用対効果が高いものを優先的に行う必要あり。	委託部分は計画通り実施した。	国保連合会に委託 100%	縦覧点検については、国保連合会に委託している分一定検証できている。	本市のシステムの中でも必要に応じて検証していく。	体制により、6～8月の繁忙期を含め、困難な場合が想定される。
④	ア「要介護認定期間の半数を超える短期入所受給者一覽表」		・対象受給者がいる場合は、事業者等に受給者の状況と短期入所長期利用の理由を確認する。	事業者への確認 100%	介護報酬の算定要件を熟知・理解できていない場合もあるため。	膨大な請求内容をすべてチェックできないため、請求誤りが多いもの、費用対効果が高いものを優先的に行う必要あり。	独自の適正化システムでの調査を併用し、事業所へ確認を行った。	事業者への確認 100%	適正な算定の意識付けにはなるが、調査を実施しても必要性が確認され、過誤にはつながりにくく、費用対効果が低い。	今後検討	体制により、6～8月の繁忙期を含め、困難な場合が想定される。
	イ「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覽表」		・一覽表の内容を確認し、事前提出書類が提出されている受給者かどうか確認する。 ・事前提出されていない受給者がいた場合は、事業者等に受給者の状況と貸与の理由を確認する。(必要によっては給付費の返還を求める)	事業者への確認 100% 事前提出書類の確認 100%	介護報酬の算定要件を熟知・理解できていない場合もあるため。	膨大な請求内容をすべてチェックできないため、請求誤りが多いもの、費用対効果が高いものを優先的に行う必要あり。	膨大な紙媒体の実績一覽表との軽度者レンタル確認依頼書との突合作業は、非効率であり、独自システムのデータベースで同じリストを抽出し、データの突合せを行った。確認依頼書が必要な用具を主として確認した。	事業者への確認 100% 事前提出書類の確認 100%	体制が不十分であり、作業のシステム化の構築が未完了であるが、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る認定情報の延伸により、データベースを活用しての認定情報の基本調査情報との突合が容易にできない状況となっている。	データの突合せで確認できないものについては、個別確認を行う。	・体制により、6～8月の繁忙期を含め、困難な場合が想定される。 ・膨大な紙媒体の情報での確認作業は非効率であり実質困難な状況である。 ・認定期間の延伸により認定情報との関係機関(指導監査)とは年度当初に情報共有するが、年度途中の情報の共有については要検討。
	ウ「居宅介護支援再請求等状況一覽表」		・一覽表の内容を確認し、再請求の多い事業者を確認する。 ・記載されている内容について分らない点がある場合に事業者を確認する。	一覽表の内容確認 100%	事業所から不正な請求が行われている場合や請求内容の確認が不十分であったり、介護報酬の算定要件を熟知・理解できていない場合もあるため。	膨大な請求内容をすべてチェックできないため、請求誤りが多いもの、費用対効果が高いものを優先的に行う必要あり。	一覽表にて再請求が多い事業者を確認した。	一覽表の内容確認 100%	実地指導等による再請求以外は、ひと月だけなど年間を通して傾向を見ながら、理解不足等の事業所を把握できるのではないかと考え、確認を行うには紙媒体でありアナログで対象事業所を抽出することになり、時間を要す。	年間通しての傾向を見た上で再請求の多い事業所の情報等を実地指導等を行う関係機関と共有する。	

令和2年度介護給付適正化事業PDCAシート

重点的に取り組む事業	事業	計画(P)					実行(D)		評価(C)		改善(A)	
		内容	実施計画	数値目標	実施する理由(背景)	実施上の課題等	実施計画に対する実績	数値実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題等	
		記載方法等	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 (実施する内容、実施時期、実施体制など)	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画の数値目標 (回数や実施率など)	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施する理由(背景) 実施計画を実施する目的	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、 想定される課題など	記載時期:年度末 記載内容:実施計画に対する実施状況	記載時期:年度末 記載内容:数値目標に対する実施 数値	記載時期:年度末 記載内容:実施後の分析、検証結果 (事業を実施した結果分かったこと 及び検証結果など)	記載時期:年度末 記載内容:実施後の分析、検証結果をもとに 必要に応じて変更した実施計画	記載時期:年度末 記載内容:変更計画を実行するに当たり、 想定される課題など	
		縦覧点検・医療情報との突合 (医療情報との突合)	・国保連合会に点検作業から事業所への問い合わせ、過誤申立書の作成・過誤処理業務を委託する。 ・国保連合会から届く「介護給付費「縦覧審査」・「医療情報との突合審査」結果通知書で過誤処理が行われた件数、給付費を把握し、特に過誤処理が多く行われている事業所を確認し、適宜指導等を行う。	事業者への確認 100%	事業所から不正な請求が行われている場合や請求内容の確認が不十分であったり、介護報酬の算定要件を熟知・理解できていない場合もあるため。	膨大な請求内容をすべてチェックできないため、請求誤りが多いもの、費用対効果が高いものを優先的に行う必要あり。	国保連合会に事業所への確認及び過誤処理までを委託して実施。過誤調整による介護給付費「縦覧審査」・「医療情報との突合審査」結果内訳書で確認し、事業所からの問い合わせの際、理由や再請求の方法等の説明に主に活用した。		医療情報との突合については、国保連合会に委託している分で一定検証できている。	なし (継続して実施)	なし (継続して実施)	
⑤		介護給付費通知	・圧着封筒にて年2回全受給者に通知書を送付する。 ・帳票に制度改正内容を記載し、周知の機会の場の一つとしているが、国保連合会委託した場合の帳票のように福祉用具適正化に係る貸与価格の比較や確認ができるような帳票ではない上、価格の比較や確認の促しの記載ができていなかった。そのため、福祉用具貸与の適正化に係る制度及び説明(全国平均貸与価格・貸与価格の上限(厚労省HP))を追加することにした。	年2回送付	認定者数及び利用者数の増加により、介護給付費は年々増加し、保険料等市民の負担への影響も大きい。そのため、制度を維持していくために、介護サービスを適切に利用することが求められている。そのひとつの手段として、不明なサービス内容がないか、利用額がどれくらいか等確認してもらい、適切なサービス利用を促す機会が必要。	利用者等からの内容の確認の問合せは少なく、確定申告の医療費控除用の資料としてや老人ホーム等の入所の際の添付資料等で活用されているようであるが、福祉用具貸与関係で問合せが増える可能性あり。	通知書の説明欄に福祉用具の貸与価格の適正化に関する情報を追加。 総合事業分も含めて通知した。 ①令和2年10月1日発送 15,140件(資格喪失者除く) 【令和元年8月～令和2年1月分実績】 ②令和3年2月17日発送 15,545件(資格喪失者除く) 【令和2年2月～令和2年7月分実績】	年2回送付	福祉用具貸与価格に適正化に関する情報を掲載したが、通知内容に対する問い合わせも少なく、給付のしきみについて認識も定着している。	なし (継続して実施)	なし (継続して実施)	
		国保連の適正化システムの活用	・実地指導における運営・報酬等の確認のための参考資料として帳票の一部を活用する。 ・認定調査状況と利用サービス不一致一覧表のうち、軽度者のレンタルについて確認依頼届出書の突合を行い、未届の事例や、日常生活自立度等の算定要件不一致の事例等、算定不可となる給付について事業所に確認し、必要に応じ過誤処理を行う。 ・帳票内容を確認し、定員超過等疑義のある内容について事業所へ確認する。	・指導監査課へ帳票の提供 年度当初及び随時 ・軽度者レンタル事例の確認 100% ・日常生活自立度等の算定要件不一致事例の事業所への確認 100% ・定員超過帳票の実績及び事業所への確認 100% ・その他帳票の内容確認(必要に応じて事業所等へ確認)	事業所から不正な請求が行われている場合や請求内容の確認が不十分であったり、介護報酬の算定要件を熟知・理解できていない場合もあるため。	実地指導などは別の部署が所管となっているため、どのような運用を行っているか把握しておく必要がある。また、トリオンモニターの調査同様に算定要件を明らかに満たさない算定の調査を行うことは容易であるが、利用者の生活状況や身体状況を把握したうえでサービス利用の必要性を判断すべきと考えるが、それをどのような方法で確認を行うかが課題である。	・年度当初及び年度末に実地指導における運営・報酬等の確認のための参考資料として帳票の一部を共有した。 ・一部の帳票の確認を行い、実績や人員配置等確認した。	・指導監査課へ帳票の提供 年度当初及び年度末 ・軽度者レンタル事例の確認(確認依頼が必要な用具) 100% ・日常生活自立度等の算定要件不一致事例の事業所への確認 100% ・定員超過帳票の実績及び事業所への確認 100%	・人員体制によりルーティン化での実施が困難であったため、今後も実施困難となる場合が想定される。 ・認定調査状況と利用サービス不一致一覧表の活用し、一部の不一致情報の事業所への調査の実施 ・認定調査状況と利用サービス不一致一覧表の複数の認定期間で抽出される情報の中に有効でない情報での抽出がある場合や定員等超過帳票での人員配置が問題ない場合があり、適正な情報を使用して抽出してほしい。	・指導監査課へ一部帳票の提供 年度末 ・認定調査状況と利用サービス不一致一覧表の活用し、一部の不一致情報の事業所への調査の実績が半年前のものであり、事業所の休・廃止等状況の確認ができない場合も想定される。 ・要介護認定の延伸により抽出されない事例が多くなる	・6月～8月の繁忙期の活用等は困難な場合が想定される。 ・認定調査状況と利用サービス不一致一覧表の活用し、一部の不一致情報の事業所への調査の実績が半年前のものであり、事業所の休・廃止等状況の確認ができない場合も想定される。 ・要介護認定の延伸により抽出されない事例が多くなる	
		その他の適正化事業の取組	・年2回、委託によりトリオンモニターを活用し、算定基準等に合致しない請求等の確認において抽出された事業所に対し、通知し、算定根拠等の回答を求め、算定誤り等は改善を求める。(給付)	年2回実施	独自のシステムを利用して対象者を抽出することにより時間や経費削減にもつながり、効率的に適正化事業を進めることができると考える。 また、事業所に対して定期的に算定条件の確認等を行うことで不正請求の発見や事業所への意識の定着につながり、また、判明した算定誤り等の事例を事業所へ周知することで算定基準の再確認、算定誤りの再発防止につながるものと考ええる。	要件を満たさない算定についてはある一定の効果があるものの、その他のサービス利用の必要性や利用頻度について専門的な視点から調査する必要がある。必要性の判断が難しい。	(第1回) 令和2年10月5日実施 31事業所42件送付 ①算定条件に合わない給付(認知症加算) 7件 ②訪問看護と定期巡回・随時対応型サービス同月利用 2件 ③認知症自立度Ⅰ以下の方への認知症型通所介護 1件 ④訪問介護の身体生活1回2時間以上利用 12件 ⑤重度寝たきり状態の方への徘徊感知機器貸与 18件 ⑥認知症自立度Ⅲ以上の方への電動車いす貸与 2件 (第2回) 令和2年3月27日実施予定 25事業所38件送付 ①算定条件に合わない給付(認知症加算) 1件 ②認知症自立度Ⅰ以下の方への認知症型通所介護 1件 ③重度寝たきりの方の訪問入浴又は通所介護の安全対策 5件 ④短期入所の月20日以上利用 27件 ⑤短期入所の認定有効期間50%以上利用 4件	年2回実施	・定期的な算定状況の確認は不正請求の発見や事業者への適正な算定への意識の定着につながり、また、判明した算定誤り等の事例等を事業者へ周知することで、算定基準の再確認、算定誤りの再発防止につながるものだと考える。 ・独自システムでの適正化の実施から国保連の適正化システム抽出帳票の認定調査状況と利用サービス不一致一覧表を活用しての実施に変更。	・独自システムでの適正化の実施から国保連の適正化システム抽出帳票の認定調査状況と利用サービス不一致一覧表を活用しての実施に変更。	・6月～8月の繁忙期の活用等は困難な場合が想定される。 ・国保連の適正化システム帳票で抽出される要件のみの算定状況の確認となる。	